



国民健康保険だより



国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！
収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

令和8年度国民健康保険税について



●7月は令和8年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

国民健康保険税の納付書について

- スマートフォン等で納付書に印字されているeL-QRを読み取ることで、「地方税お支払サイト」からクレジットカードやスマートフォン決済アプリ等で納付することが可能になりました。また、市内の金融機関に限らず全国のeL-QR対応金融機関窓口でも納付できます。
- コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしておりますので、紛失には十分ご注意ください。納付の際には期別をよくお確かめください。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

※納税通知書の見方について

1枚目

令和8年度 国民健康保険税納税通知書

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		
*住民票上の世帯主の名前が記載されます。		
国 保 太 郎 様		



3枚目 令和8年度

★令和8年度の国保税（4月～翌年3月分）の年税額が9期に分けられ記載されます。

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
納付書、口座振替の納期または公的年金等から国保税が天引きとなる年月が記載されます。			納付書または口座振替の場合、各期別の税額が記載されます。				65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯の場合、各期別の税額が記載されます。	

★原則として、4月から3月までの12ヶ月分の税額が7月から3月までの9回の納期に分かれているため「○月の第□期」の期別納付額は「○月分の税額」ではなく、「1年分を9回にわたったうちの□回目」を表しています。また、年度途中で国保加入または脱退の手続きをされた場合についても「各納期限の税額」＝「その月の保険税」ではないことがあります。

2枚目 国民健康保険 賦課明細書

区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		算出合計額 A = (3) + (5) + (7)
	課税標準額 (1)	所得割率 (2)	1人あたり均等割額 (4)	被保険者数 (5)	均等割額 (6)	特定 (7)	
医療分	国保加入者の前年分の所得から基礎控除を差し引いた額	6.96%	24,100	人	20,900	※1	
支援金分		2.21%	7,400	人	6,400		
介護分		2.02%	9,400	人	5,500		
後定子ども分		0.25%	1,180	人	500		

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり50円）を含んでいます。また、軽減額⑧の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	軽減額 (8)	限度超過額 (9)	月割増減額 (10)	減免額 (11)	年間保険税額 (A - (8) - (9) + (10) - (11))
医療分	※2								
支援金分									
介護分									
後定子ども分									

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※1・・・医療分・支援金の平等割軽減が該当になる世帯（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯）については、軽減後の税額が記載されます。

※2・・・軽減割合内容

軽減割合内容	条 件
7割・5割・2割	軽減判定により7割・5割・2割に該当した場合に記載されます。7割・5割・2割の判定基準については、納税通知書の裏面をご確認ください。
未就学単身	世帯に未就学児がいる場合に記載されます。未就学児は均等割半額となります。
18歳	上記※1に該当する場合に記載されます。
	世帯に18歳未満がいる場合に記載されます。18歳未満は、子ども分の均等割額が全額軽減となります。

4・5枚目 国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者（月）												所得割（円）	均等割（円）	平等割（円）
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
医療支援金	医療支援金															
介護子ども	介護子ども															
医療支援金	医療支援金															
介護子ども	介護子ども															
医療支援金	医療支援金															
介護子ども	介護子ども															
医療支援金	医療支援金															
介護子ども	介護子ども															

★国保加入している月は、「※」が記載されます。

★国保加入しており、非自発的失業者で軽減制度が該当になる月は、「S」が記載されます。

★国保加入していない世帯主（擬制世帯主）である月は、「G」が記載されます。

★個人ごとの所得割、均等割及び世帯の平等割の金額が記載されます。

★個人ごとの所得割額、均等割額及び平等割額の合計が、世帯の国保税額となります。

★世帯の国保税額について、限度超過額や月割増減額、減免額等がある場合、2枚目に記載されている「今回決定額」と一致しない場合があります。

★個人ごとの所得割、均等割及び世帯の平等割の金額が記載されます。

★個人ごとの所得割額、均等割額及び平等割額の合計が、世帯の国保税額となります。

★世帯の国保税額について、限度超過額や月割増減額、減免額等がある場合、2枚目に記載されている「今回決定額」と一致しない場合があります。

・個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国保税額となります。（各区分毎に100円未満を切り捨てます。）ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

・限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

令和8年度国民健康保険税について(お知らせ)

令和8年度から医療分・支援分・介護分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金課税額(子ども分)の徴収が開始されます。

この子ども分は、すべての医療保険加入者から保険料(税)額とあわせて徴収され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、給付拡充の財源として活用されます。

当市では昨今の物価高騰を考慮し、子ども分として課税する相当分を医療分の税率等を引き下げ、できる限り負担が増えないようにしております。

国民健康保険税の税率等について



■令和8年度の税率

課税区分	(イ) 医療分	(ロ) 支援分	(ハ) 介護分	(ニ) 子ども分
①所得割額⇒課税標準額×税率	6.96%	2.21%	2.02%	0.25%
②均等割額⇒加入者1人あたりの金額	24,100円	7,400円	9,400円	1,180円
③18歳以上均等割額 ⇒18歳以上の加入者1人あたりの金額				50円
④平等割額⇒1世帯あたりの金額	20,900円	6,400円	5,500円	500円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

●子ども・子育て支援金制度の概要については、子ども家庭庁ホームページをご参照ください。
⇒URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

●課税標準額(国保加入者ごとに計算) = 前年の総所得金額等※1 - 基礎控除額(下記のとおり)

【基礎控除額】合計所得2,400万円以下: 43万円
合計所得2,400万円超~2,450万円以下: 29万円
合計所得2,450万円超~2,500万円以下: 15万円
合計所得2,500万円超: なし

※1 譲渡所得は「特別控除後」で算定し、事業主は申告書の所得額(専従者控除・青色申告特別控除後)で算定します。

●課税限度額 世帯あたり1年間に課税できる限度額のことで、合計で**113万円**が国民健康保険税の最高額となります。

●未就学児にかかる均等割額については半額(7・5・2割の軽減に該当する場合は、軽減後の額の半額)となります。

●18歳未満にかかる子ども分の均等割額については、全額軽減されます。

★リストラにあった方(非自発的失業者)の給与所得については、給与所得控除後の金額に30/100を乗じて得た金額から基礎控除額を差し引いた額が課税標準額となります。(軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは、ホームページ又は令和8年5月25日第192号の広報こくほをご確認下さい。)



★子ども家庭HP★
子ども・子育て
支援制度について

国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、①所得割 ②均等割 ③18歳以上均等割 ④平等割 の4つの合計額で算出されます。
納税義務者は、国保加入者が属する世帯の世帯主(本人が加入していない場合を含む)となります。

(イ) 医療分
(①+②+④)

+

(ロ) 支援分
(①+②+④)

+

(ハ) 介護分
(①+②+④)

+

(ニ) 子ども分
(①+②+③+④)

=

国民健康保険税
年 税 額

- (イ) 医療分 …… 国保加入者の医療費に関する分 (国保加入者全員に課税)
- (ロ) 支援分 …… 後期高齢者医療に関する支援分 (国保加入者全員に課税)
- (ハ) 介護分 …… 介護保険料に関する分 (40才から64才までの国保加入者に課税)
- (ニ) 子ども分 …… 子どもや子育て世帯に関する支援分 (国保加入者全員に課税)



【月割課税制度について】

●国民健康保険税は、その年の4月1日から、翌年3月31日までの期間について課税されます。
(年度中に世帯員に異動等があった場合は、月割により再算定し課税されます。)

●「転出」、「社会保険等に参加」等により、国民健康保険の資格を喪失した場合は、「月割による減額」となります。

●「転入」、「社会保険等を離脱」等により、国民健康保険の資格を取得した場合は、「月割による増額」となります。

●転入された方の所得の状況について、「前住所地」へ所得照会をするため、最初は「所得割額が反映されていない納税通知書」が送付されますが、所得が判明し税額が変更となる場合は、次の月以降に「更正された納税通知書」が送付されます。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引)について

対象となる方

以下の全てに該当する方

- ①自身が国保加入者である世帯主
- ②介護保険料が特別徴収(年金天引き)される世帯
- ③国保被保険者全員が65歳以上74歳までの世帯の世帯主
- ④公的年金額が年間18万円以上の世帯主
- ⑤国民健康保険税と介護保険料の合算額が年間年金受給額の1/2を超えない世帯主

対象とならない方

以下のいずれかに該当する方

- ①世帯主が国保加入者でない場合
- ②介護保険料が特別徴収(年金天引き)されない世帯主
- ③年度の途中で世帯主が75歳になる場合
- ④世帯主が変更となった場合
- ⑤世帯へ新たに65歳未満の方が国保加入した場合
- ⑥社会保険等への加入又は生活保護開始などにより、国保資格を喪失した場合
- ⑦年度の途中で国民健康保険税額が減額となった場合
- ⑧国民健康保険税の納付方法を年金天引から口座振替に変更する申出書を国保年金課へ提出した場合

★特別徴収の方法について



◆既に特別徴収されている方

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収額	前年度の2月と同額 (仮徴収分)			年税額から、仮徴収した額を差し引き 三等分した額(本徴収分)		

◆今年度新たに特別徴収となる方は「国民健康保険税納税通知書」にてお知らせしています。
※納付書による納付はできませんので、あらかじめご了承ください。

低所得者に対する軽減措置について

世帯主とその世帯の国保加入者の前年の総所得金額等の合計が、一定基準以下であれば国民健康保険税(医療分・支援分・介護分・子ども分)の「均等割額・平等割額」が軽減されます。なお、この軽減を受けるために国保被保険者からの申請は不要です。

ただし、未申告者など所得が不明な世帯は軽減が受けられませんので、所得がない方についても、その旨必ず申告してください。

軽減割合	判定基準	※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の人数及び前年の総所得金額等も含めて判定されます。
7割	世帯の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下	※満65歳以上の年金所得のある方については、年金所得金額から特別控除(最大15万円)を差し引いた額で判定されます。
5割	世帯の合計所得が43万円+31万×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下	※国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の場合についても、世帯主の所得と国保加入者の合計所得で判定されます。
2割	世帯の合計所得が43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下	※譲渡所得は「特別控除前」で軽減判定します。 ※事業主は申告書の所得額に専従者給与(控除)額を追加した額で軽減判定します。

※1 給与所得者等とは、一定額(55万円)を超える給与収入を有する者又は一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者をいいます。

社会保険等で扶養されていた方の国民健康保険税の減免について

現在、社会保険等(国保組合は含まない)に加入していて、75歳の誕生日を迎えた方(一定の障害のある方は65歳以上)は、「後期高齢者医療制度」に移行します。それとともない社会保険等の被扶養者であった方が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その扶養されていた方(国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の方)について下記のとおり減免を受けることができます。

なお、この減免を受けるためには申請が必要となりますので、国保年金課又は各総合支所総合窓口係まで申請してください。

- ①所得割額については、所得にかかわらず当分の間賦課しない。(軽減判定をするときは、扶養されていた方の所得も含めて判定する。)
- ②国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年間、均等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)
- ③社会保険等の被扶養者になっていた方のみの世帯は、国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年間、平等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)

※令和5年4月30日までに国民健康保険の資格を取得された方は、令和7年度以降は上記①の減免のみ適用されます。

問い合わせ：民生部 国保年金課 国保管理係 電話35-2111 内線 2349